

第 3 9 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（令和 2年 4月 1日からは、組織改正により、名古屋市長。以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 3月 5日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

特定施設 A 及び特定施設 B（以下これらを「本件施設」という。）の直近

3ヶ年分の事業報告書と収支報告書

- 2 同月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設事業報告書（平成28年度・29年度・30年度）（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定したが、本件各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 同月19日、審査請求人は実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月30日、実施機関は、本件各行政文書について、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 4月28日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 6 同年 4月16日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同月24日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人、実施機関及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書及び弁明書によると、実施機関は、本件各行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 個人の顔写真及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(2) 法人の内部管理に関する情報等及び個別具体的な取引に関する情報等が掲載されており、公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

(3) 施設運営での防犯対策に関する情報は、公にすることにより、公共施設の安全に支障を及ぼす恐れがあると認められるため、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

- 2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 名古屋市情報公開審査会の答申について

指定管理者選定に係る申請書類等の行政文書公開請求に対する公開・非公開決定については、審査会の答申が出ており、すでに審査会の考え方は確立され、この考え方にに基づき審査庁の裁決がなされている。

これらの答申によると、指定管理者として選定された団体（以下「選定団体」という。）の申請書類等の情報は、公開により団体が受ける損害が具体的に認められる場合を除き、条例第 7条第 1項第 2号に定める法人情報に該当しないとされている。

申請書類等の情報の公開が、法人にとって不利益性があることを考慮したうえでも、選定団体の申請書類等の情報にあっては、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対して説明責任を負うことなどから、情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められている。

(3) 本件処分が審査会の答申に準拠したものであることについて

本件処分は、選定団体の事業報告書の内容を公開しようとするものであるが、本件各行政文書は、上記(2)に従って公開が前提である実施計画書に基づき実施された事業の結果が記載されたものであり、同様に公開が前提であるといえる。

審査請求人は、本件各行政文書は、審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は様々な競争上の利益が大きく損なわれる等の主張にとどまり、具体的な損害を認めることができず、条例第7条第1項第2号に定める法人情報に該当しないことも審査会の答申に沿った処分である。

また、公の施設である本件施設の利用者らに対して実施された事業は、既に公知性が生じているのであるから、その点からも非公開にすべき特段の事情はなく、処分庁として市民への説明責任を果たすうえで、当然に公開すべきものである。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、本件各行政文書を公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公募に係る本件各行政文書の公開請求は、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられ、条例第1条の趣旨に反したものである。たとえ個人名での請求であっても他社へ審査請求人の提案ノウハウが流出並びに提供される恐れがあると考えられる。

本件各行政文書を公開することは、独自のノウハウが知られることとなり、安易な模倣提案により、審査請求人並びにその職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(2) 本件各行政文書は、指定管理者としての実績が積み上げられているものであり、これは審査請求人がこれまで長年に渡り積み上げてきた管理運営に関するノウハウである。これを公にすることにより、審査請求人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものである。条例第7条第1項

第 2号の趣旨に反したものである。

- (3) 指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としているが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。

これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

- (4) 本件各行政文書には、事業を実施するにあたっての独自ノウハウが含まれている。よって公開することで、安易に模倣する申請者が出てくることで、業者間の申請内容の差異がなくなり、競争原理が崩れることになる。これは市民サービスの著しい低下につながり、指定管理者制度の目的から大きくかけ離れるものである。

- (5) 本件公開請求について、複数年度の事業報告書を請求しており、今後の事業における未執行の契約金額や予定事業が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなり、これは条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱の第 7 4(6)「公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき」に該当するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

- (1) 本件各行政文書は、本件施設における平成26年 4月 1日から平成30年 3

月31日までの期間の指定管理者を募集した本件施設指定管理仕様書及び平成30年 4月 1日から平成35（令和 5）年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件施設指定管理仕様書（以下これらを「本件各仕様書」という。）に基づき、審査請求人から提出された文書である。本件各行政文書には、審査請求人が平成28年度から平成30年度までに本件施設の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載されている。

また、本件各仕様書においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。」と記載されていることが認められる。

- (2) 審査請求人は、本件施設の指定管理者に選定され、平成26年度から平成29年度の 4年間及び平成30年度から令和 4年度までの 5年間指定管理期間として管理運営を行っている。

4 類似の事案についての当審査会の判断について

指定管理者の選定に係る申請書類等の公開決定等に対し、選定団体からされた不服申立てに関しては、過去、当審査会から審査庁に対し、複数の答申（第 213号答申から第 216号答申まで等。以下「先例答申」という。）を行ってきたところである。

本件審査請求については、先例答申と判断を異ならせるべき事情は認められないことから、当審査会は、先例答申を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

5 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件各行政文書は、審査請求人が本件施設の指定管理者として実施した業務の実施状況、施設の利用状況、その他管理運営状況、事業に関する収支状況及び実施した業務等に対する審査請求人の自己評価等が記載された書類であり、審査請求人における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることが認められる。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウであると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人に不利益をもたらす、市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

イ また、本件仕様書においては、本件各行政文書が条例に基づく情報公開請求の対象になることが明記されており、本件各行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウに当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

(5) 本件情報を公開することによる公益について

上記(3) アのとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすること

によって生じる事業活動上の不利益が優越するとする事情は認められず、本件情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

(7) 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 4 月 24 日	諮問書の受理
6 月 1 日	弁明書の写しの受理
25 日	反論意見書の受理
令和 4 年 11 月 4 日 (第 54 回第 1 小委員会)	調査審議
12 月 2 日 (第 55 回第 1 小委員会)	調査審議
令和 5 年 1 月 13 日 (第 56 回第 1 小委員会)	調査審議
3 月 3 日 (第 57 回第 1 小委員会)	調査審議
3 月 31 日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀